

介護保険サービスと障害福祉サービスを同じ事業所で行っている場合の取扱いについて

介護保険サービスと障害福祉サービスを同じ事業所で行っている場合、介護保険サービスと障害福祉サービスとは区分経理を行う必要があり、介護保険サービスの実績報告書と、障害福祉サービスの実績報告書において、賃金改善額を二重に計上することはできませんので、報告書作成の際は十分にご注意ください。

例えば、介護保険と障害福祉サービスを兼務する交付対象従業員 A さんの賃金改善額（一時金）が 30,000 円の場合、介護保険の実績報告でも 30,000 円、障害福祉の実績報告でも 30,000 円として重複して改善額に含めることはできません。介護保険サービスと障害福祉サービスの割合に応じ、適切な方法で按分した上で計上していただく必要があります。

【例】

A さんの介護保険サービスと障害福祉サービスにおける勤務時間の比が 2 : 1
→介護保険の実績報告に 2 万円、障害福祉の実績報告に 1 万円を賃金改善額に計上する。

※あくまでも一例ですので、「適切な方法」については各事業者において判断していただくことになります。

なお、介護保険サービスと障害福祉サービスを同じ事業所で行っている法人の実績報告書において、審査の過程で上記の事項に疑義が生じた場合は、確認の上、実績報告書の作成し直しを依頼することがあります。

上記のケースに該当する法人におかれましては、「福祉・介護職員処遇改善実績報告書」中の⑥「賃金改善の概要」欄や別記等において、適切な方法で按分している旨や按分方法の記載までするなど、できるだけ 2 重計上していないことが分かるように報告してください。